○財務省令第七十七号

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百六条第一項の規定に基づき、日本銀行貨幣回収準備資金出納取扱規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月十一日

財務大臣　麻生　太郎

日本銀行貨幣回収準備資金出納取扱規則の一部を改正する省令

日本銀行貨幣回収準備資金出納取扱規則（昭和三十四年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
第一号書式 **第１号書式** 貨幣回収準備資金受入済通知書 金　　円 製造済貨幣 交付書番号 第　　号 上記の金額を貨幣回収準備資金に受け入れました。 年　月　日 貨幣回収準備資金取扱担当官 財務局長　殿 日本銀行　　店 備考　用紙の大きさは、日本産業規格A列５とする。	**第一号書式** **第１号書式**　（昭63蔵令７・平６蔵令14・平15財令47・令元財令10・一部改正） 貨幣回収準備資金受入済通知書 金　　円 製造済貨幣 交付書番号 第　　号 上記の金額を貨幣回収準備資金に受け入れました。 年　月　日 貨幣回収準備資金取扱担当官 財務局長　殿 日本銀行　　店㊞ 備考　用紙の大きさは、日本産業規格A列５とする。